資料２－１

千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について

1　計画の概要

(1)趣旨

　全国の子どもの約6人に1人が相対的貧困の状況にあり、本市においても支援制度（生活保護、児童扶養手当、就学援助、社会的養護）利用児童が約13人に1人いるという状況から、本市における子どもの貧困対策に関する基本理念や、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労・経済的支援」、「連携体制等」の4つの基本目標を定め、それらの関連施策を体系的に整理し、総合的に推進するために策定。

※数字は計画策定時のもの

(2)計画の位置づけ

　子どもの貧困対策の推進に関する法律（※）、子供の貧困対策に関する大綱の趣旨を踏まえ、「千葉市新基本計画」を上位計画として策定したものであり、また、「千葉市こどもプラン」等の個別計画における課題、背景や基本的な考え方、各種施策を基本としている。

（※）子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（令和元年6月19日公布）

　都道府県が対象とされていた貧困対策推進計画策定の努力義務が市町村にも課されることとなった。

(3)計画期間

　平成29年度から令和4年度までの6年間

（現在は第2期計画に移行　令和5年度から令和9年度までの5年間）

2　進行管理の方法

(1)計画事業における取組状況の評価

(2)数値目標における達成状況の確認

3　進捗状況の公表

(1)公表方法

　社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、毎年度、本計画の進捗状況について報告・意見聴取を行い、その結果をホームページで公表している。

(2)スケジュール

令和5年11月　　社会福祉審議会児童福祉専門分科会において報告、審議

11月下旬　　ホームページで公表予定